

山口県報

平成23年
5月20日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)	一
告示	一
歳入の収納の事務の委託(文化振興課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)	三
救急病院の認定(地域医療推進室)	三
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	四
周東町久宗土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)	六
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	六
県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示の一部改正(港湾課)	六
道路の位置の指定(建築指導課)	六
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	六
公告	七
阿知須都市計画公園の変更の案の縦覧(都市計画課)	七
契約の締結(都市計画課)	七
公安委公告	七
一般競争入札の実施	七
雑報	七
県報の正誤(平成二十三年三月二十九日山口県告示第百五十二号)	九

山口県規則第三十三号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年五月二十日
山口県知事 二井 関成

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年一・一パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第二百七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関成

一 委託に係る取扱歳入金の種類

美術館における美術品等の観覧料

美術館における図録等の売払代金

二 委託を受けた者の名称及び所在地

サントリーパブリシティサービス株式会社

三 東京都港区元赤坂一丁目二番三号
委託の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

山口県告示第二百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年五月二十日から同年六月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔
四七一口	六	平成二三、 六、二〇	平成二三、 八、八	平成二三、 一、二四	断 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		窒素 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m ³)			
	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常				
四七一口	七	六・五	七・五	六・五	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・〇五	〇・〇五	六	六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 10 排 水 口	No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量(m ³)
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四	通	常	七・五
"	"	"	"	"	"	九・六	最	大	九・六
四・二	"	三・一	"	三・五	六・七	一〇・九	通	常	四・二
二〇	"	"	四・五	一五	"	二〇	最	大	二〇
一三	"	"	七	一八	二二	一五・九	通	常	一三
"	"	"	"	"	"	二五	最	大	"
"	"	"	"	"	"	二・五	最	大	"
五・八	"	"	〇・六	〇・六九	一・二	一五	通	常	五・八
二三	"	"	三	六	五	四八	最	大	二三
〇・二三	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	通	常	〇・二三
"	"	"	"	〇・二	"	〇・八	最	大	"
二七七、七〇三・三	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	二四、七五〇	四四、六一五・九	二八、二三〇・八	通	常	二七七、七〇三・三
八五、三三七・一	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三三、五四	四六、七九四	八三、五・八	最	大	八五、三三七・一

山口県告示第百二十九号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十三年五月二十日

名称 所在地 山口県知事 二井 関成

山口県立総合医療センター

防府市大字大崎七七

山口県告示第百二十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関成

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
 山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七 平成二六、三、三一
 ター

山口県告示第二百二十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第329号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一	区域	光市						
二	検査の期日、場所等							
期	日	時	間	場	所			
平成二三、	八、一九	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		光市立室積公民館				
"	"	"	"	光市立浅江公民館				
"	"	"	"	光市立塩田公民館				
"	"	"	"	光市立三島公民館				
"	"	"	"	ナイスケアまほろば				
"	"	"	"	光市立牛島公民館				
"	"	"	"	光市立周防公民館				
"	"	"	"	光市役所				
平成二十三	年八月二十九日	から	同年十月三十一日	までは、	山口県計量検定所	において		
三	所在場所における定期検査の期間							
平成二十三	年十月三日	から	同年十二月二十二日	まで				
四	指定定期検査機関の名称							

社団法人山口県計量振興協会

一 区域 熊毛郡

二 検査の期日、場所等

平成二三、 九、 五 午前一〇時から午前一〇時五〇分まで 田布施町城南公民館

" " " 午前一一時二〇分から正午 田布施町麻郷公民館

" " " 午後一時三〇分から午後四時三〇分まで 田布施町西田布施公民館

" " " 午前九時から午前一〇時まで 平生町中央公民館

" " " 午前一一時三〇分から午前一一時三〇分まで 平生町菅根公民館

" " " 午後一時から午後三時まで 平生町佐賀公民館

" " " 午前一一時から正午まで 上関町立中央公民館

" " " 午後一時三〇分から午後三時まで 上関町保健センター

" " " 午前一〇時から午前一一時三〇分まで 上関町役場祝島支所

平成二十三
 年九月九日 | から | 同年十一月三十日 | までは、 | 山口県計量検定所 | において実 | | || 三 | 所在場所における定期検査の期間 | | | | | | | |
平成二十三	年七月四日	から	同年七月二十九日	まで				
四	指定定期検査機関の名称							
					社団法人山口県計量振興協会			

一 区域 周南市	二 検査の期日、場所等	期	日	時 間	場 所
	平成二三、一〇、一一		一一	午前一〇時三〇分から正午まで	周南市久米支所
	'' '' ''		一二	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	周南市鼓南支所
	'' '' ''		一三	午後三時から午後三時三〇分まで	周南市立給島小学校
	'' '' ''		二二	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市櫛浜支所
	'' '' ''		二三	午前一時から午前一時三〇分まで	周南市馬島公民館
	'' '' ''		三四	午後一時から午後一時三〇分まで	周南市大字大津島二一七の一 旧周南市立大津島中学校
	'' '' ''		四	午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	周南市鶴いこいの里交流センター
四	指定定期検査機関の名称 社団法人山口県計量振興協会 平成二十三年九月二十六日から同年十一月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。 三 所在場所における定期検査の期間 平成二十三年十月三日から同年十二月二十二日まで 三 所在場所における定期検査の期間 平成二十三年十月三日から同年十二月二十二日まで				

	'' '' ''	一七	午後一時から午後三時まで	周南市熊毛公民館	
	'' '' ''	一七	午前一〇時三〇分から正午まで	周南市須々万支所	
	'' '' ''	一七	午後一時三〇分から午後二時まで	周南市須金支所	
	'' '' ''	一八	午後三時から午後三時三〇分まで	周南市中須支所	
	'' '' ''	一八	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市鹿野総合支所	
	'' '' ''	一九	午前一〇時から午前一時三〇分まで	周南市湯野支所	
	'' '' ''	一九	午後一時から午後二時まで	周南市戸田支所	
	'' '' ''	二〇	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	周南市夜市支所	
	'' '' ''	二〇	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	周南市新南陽球場	
	'' '' ''	二一	午前一〇時三〇分から正午まで	周南市和田支所	
	'' '' ''	二二	午後一時三〇分から午後三時まで	周南市富田東地区コミュニティセンター	
	'' '' ''	二四	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	周南市新南陽体育館	
	'' '' ''	二五	午前一〇時から午前一時三〇分まで	周南市菊川支所	
	'' '' ''	二六	午後一時から午後三時まで	周南市今宿公民館	
	'' '' ''	二七	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市野球場	
	'' '' ''	二八	''	''	
三	所在場所における定期検査の期間 平成二十三年十月三十一日から同年十二月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。				
四	指定定期検査機関の名称				

社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第二百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、
周東町久宗土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第二百二十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十
四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び秋土木建築事務所に備え置いて縦覧に
供する。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 河川の名称

阿武川水系小松江川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十三年五月二十日

三 廃川敷地等の位置

萩市大字椿字田村二二一六番三

〃 〃 〃 〃 〃 二二一八番三

〃 〃 〃 〃 〃 二二一八番二

〃 〃 〃 〃 〃 二二一八番一

〃 〃 〃 〃 〃 二二一九番四

〃 〃 〃 〃 〃 二二一九番三

〃 〃 〃 〃 〃 二二一九番六

〃 〃 〃 〃 〃 二二三〇番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 九一四・六六平方メートル

山口県告示第二百二十四号

県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十三
号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

表中「重要港湾・」を「国際拠点港湾・重要港湾・」に改め、同表徳山下松港の項中
「重要港湾」を「国際拠点港湾」に改める。

山口県告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地とな る土地の面積 (平方メートル)
美祿市大嶺町奥分字そり田九六六の 二、九六七の二、九六六の二地先及び 九六七の二地先	四・〇	二〇・一	八四・五二

山口県告示第二百二十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百
六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一の表中

「
下関市職員互助
会会長 本間俊
男

を

「
下関市職員互助
会会長 松崎淳
志

に、

「
山口県刊行物普
及協会理事長
平尾幸雄

を

山口県刊行物普及協会理事長
藤井哲男

に改める。



(二五九) 阿知須都市計画公園の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、阿知須都市計画公園を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る阿知須都市計画公園の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

阿知須都市計画公園九・六・一山口きらら博記念公園

二 都市計画を変更する土地の区域

山口市阿知須

三 変更の内容

名称及び区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年五月二十日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(二六〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口きらら博記念公園管理事務所 山口市阿知須五〇九番五〇

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 四百四十一万五千ワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年三月十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目六番三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

六千九百七十九万八千円

七 入札公告日

平成二十三年二月四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口きらら博記念公園管理事務所長 山藤賢一郎

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年五月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品の購入

(二) 物品の名称及び数量

交通信号灯器 五八二台

(三) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十三年八月三十一日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十三年六月二十九日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十三年六

月三十日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十三年六月三十日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇内線五一六三)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 582

- (3) Delivery period : August 31, 2011
- (4) Delivery place : the place where a person in charge of the contract will decide
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice : Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender : 3 : 00 P.M. June 29, 2011 (In case of bringing a tender : 2 : 00 P.M. June 30, 2011)



正 誤

平成二十三年三月二十九日山口県告示第百五十二号（公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可）

ページ	段	行	誤	正
一	下	七	一三八三〇三三	一三八三〇三二

平成二十三年五月二十日
発行

発行人

山口県知事